

雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会の名称は、「雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会」(以下「協議会」)とする。
なお、本協議会は水防法(昭和24年法律第193号・平成29年改正)第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会とする。

(目的)

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨等、近年の雨の局地化・集中化・激甚化を踏まえ、雄物川における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や秋田県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の「取組方針」の作成
3. 地域の「取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第6条 協議会は原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 協議会及び幹事会の事務局は、湯沢河川国道事務所 調査第一課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年 5月31日から施行する。

平成28年 8月 9日改定

平成30年 1月19日改定

平成30年 7月 3日改定

別表1

雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会 協議会委員

秋田市長	
横手市長	
湯沢市長	
大仙市長	
仙北市長	
美郷町長	
羽後町長	
東成瀬村長	
秋田県	総務部 危機管理監
	建設部長
	秋田地域振興局長
	仙北地域振興局長
	平鹿地域振興局長
	雄勝地域振興局長
気象庁	秋田地方気象台長
国土交通省	東北地方整備局 秋田河川国道事務所長
	東北地方整備局 玉川ダム管理所長
	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所長

別表2

雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会 幹事会委員

秋田市	防災安全対策課長	
横手市	危機管理監	
湯沢市	総合防災室長	
大仙市	総合防災課長	
仙北市	総合防災課長	
美郷町	住民生活課長	
羽後町	生活環境課長	
東成瀬村	民生課長	
秋田県	総務部 総合防災課長	
	建設部 河川砂防課長	
	秋田地域振興局	総務企画部 地域企画課長
		建設部 保全・環境課長
	仙北地域振興局	総務企画部 地域企画課長
		建設部 保全・環境課長
	平鹿地域振興局	総務企画部 地域企画課長
		建設部 保全・環境課長
	雄勝地域振興局	総務企画部 地域企画課長
		建設部 保全・環境課長
気象庁	秋田地方気象台	防災管理官
国土交通省	東北地方整備局	秋田河川国道事務所 副所長
		玉川ダム管理所長
		湯沢河川国道事務所 副所長